

Ⅲ 日常生活自立支援事業と成年後見制度

1 日常生活自立支援事業の概要

日常生活自立支援事業（平成 11 年 10 月事業開始）は、認知症や高齢、知的・精神障害等により判断能力が十分でない方が地域において自立した生活が送れるよう、社会福祉協議会が利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用手続きや日常的な金銭管理等を行う事業です。

【サービス内容】

- ① 福祉サービスの利用援助
福祉サービスを利用するもしくはやめる際の手続きの支援。
- ② 日常的な金銭管理サービス
日常的に扱う預貯金の払い戻しや預け入れ、口座の開設・解約の手続きの支援。
- ③ 書類等預かりサービス
大切な書類や通帳・印鑑などを社協金庫や金融機関の貸金庫で保管。

【事業の対象者】

次の①、②のいずれの要件にもあてはまる方となります。

- ① 認知症高齢者・知的障害者・精神障害者等であり、日常生活を営むのに必要なサービスを利用する為の情報の入手、理解、判断、意思表示を本人のみでは適切に行うことが困難な方
- ② 事業の契約の内容について**判断し得る能力を有していると認められる方**

※診断や手帳の有無は問いません。

2 日常生活自立支援事業と成年後見制度の関係

日常生活自立支援事業は福祉サービス利用の手続き援助や日常的な金銭管理サービスを行う面では成年後見制度と似た要素を持つ事業です。

しかし、本人の希望によって支援を行う事業なので、**本人の判断能力が低下し、意思が確認できなくなった場合には、支援が実施できなくなります。**

そういった場合には、日常生活自立支援事業を解約し、成年後見制度につないでいく必要があり、対象者の判断能力の経過の中では、日常生活自立支援事業と成年後見制度は密接なつながりがあるものと考えられます。

群馬県内の日常生活自立支援事業利用者の中でも、最初は契約し得る判断能力であっても、年数が経過する中で判断能力が低下し、成年後見へと移行する人が増えており、ここ数年 25～35 名程度の方が成年後見へと移行しています。

利用者の中には、申立ての費用が出せなかったり、頼れる親族がおらず申立てが出来なかったり、成年後見への移行がなかなか進まないといった理由から、市町村長申立ての対象として相談に至ることが考えられます。

日常生活自立支援事業と成年後見制度 対照表

| | | 日常生活自立支援事業 | 成年後見制度 | | | | | | |
|--------------------------------------|-------------------------|---|---|-------|-----|----------|-----|----------|-----|
| 所轄庁 | | 厚生労働省 | 法務省 | | | | | | |
| 法的根拠 | | 社会福祉法、 厚生労働省社会・援護局長通知等 | 民法、政省令、家事審判規則等 | | | | | | |
| 対象者 (認知症高齢者・ 知的障害者・ 精神障害者等) | | 精神上の理由により日常生活を営むの に支障がある者 | 精神上の障害による事理弁識する能力が <table border="0"> <tr> <td>不十分な者</td> <td>=補助</td> </tr> <tr> <td>著しく不十分な者</td> <td>=保佐</td> </tr> <tr> <td>欠く常況にある者</td> <td>=後見</td> </tr> </table> | 不十分な者 | =補助 | 著しく不十分な者 | =保佐 | 欠く常況にある者 | =後見 |
| 不十分な者 | =補助 | | | | | | | | |
| 著しく不十分な者 | =保佐 | | | | | | | | |
| 欠く常況にある者 | =後見 | | | | | | | | |
| 担い手・機関の 名称 | 本人 | 利用者 | 本人 被補助人・被保佐人・ 成年被後見人 | | | | | | |
| | 援助機関 | 基幹的社会福祉協議会(法人) 法人の履行補助者として専 門員、生活支援員 | 保護者 複数可 補助人・保佐人・成年後見人 (自然人として、親族、弁護 士、司法書士、ソーシャルワ ーカー等 及び法人) | | | | | | |
| | 指導監督 機関 | 都道府県・指定都市社会福祉 協議会(実施機関)及び運営 適正化委員会 | 監督人 補助監督人、保佐監督人、 成年後見監督人 | | | | | | |
| 費用 | | 契約締結までの費用は公費補助 契約後の援助は利用者負担 (生活保護利用者は公費助成) | 後見の事務に関する費用、成年後見人、 監督人に対する報酬費用等について、 本人の財産から支弁することを明確化 | | | | | | |
| 手続きのはじまり | | 社会福祉協議会に申し込む (本人、関係者・機関、家族等) | 裁判所に申立(本人、配偶者、四親等以 内の親族、検察官等。市町村長(福祉関 係の行政機関は整備法で規定)) ※本人の同意:補助=必要、 保佐・後見=不要 | | | | | | |
| 意思能力の確認・ 審査や鑑定・診断 | | 「契約締結判定ガイドライン」により 確認あるいは契約締結審査会で審査 | 医師の鑑定書・診断書を裁判所に提出 (最高裁で鑑定書・診断書作成の手引作成) | | | | | | |
| 援助の目的・理念 | | 契約により、福祉サービスが適切に利用 できるよう、その自己決定を援助 | 自己決定の尊重と保護の調和 | | | | | | |
| 援助(保護)の特徴 | | 生活に必要な不可欠な福祉サービスの利用 に関する情報提供、相談と代理 | 法律行為を行う保護・支援制度 代理、取消、同意 | | | | | | |
| 援助(保護) の種類方針 | 相談 | ○福祉サービスの情報提供、助言などの 相談援助による福祉サービスの利用手 続き援助 | 規定なし(法律行為ではないため) ※成年後見制度申立等の相談は家庭裁 判所で実施 | | | | | | |
| | 法律行為・ 財産管理・ 福祉契約等 | ○日常的金銭管理 ○書類等の預かり ○社会福祉事業等の在宅福祉サービスの 契約代理 ※施設入所手続きの代理は援助から 除外 ※上記のことを援助の種類とし、情報 提供相談、法律行為の一連の援助を 権利擁護と地域福祉の視点で援助す る。 | ○財産管理等の法律行為 (不動産の処分、遺産分割等法律行為) ・同意権・取消権 補助…申立ての範囲内で家裁が定める 「特定の法律行為」 保佐…民法第13条1項各号所定の行為 後見…日常生活に関する行為以外の行為 ・代理権 補助・保佐…申立ての範囲内で家裁が 定める「特定の法律行為」 後見…財産に関するすべての法律行為 | | | | | | |

参考文献：2008年日常生活自立支援事業推進マニュアル(全国社会福祉協議会)

日常生活自立支援事業から成年後見への移行状況 ※（ ）内は市町村社協法人後見

| | 補助 | 保佐 | 後見 | 任意後見 | 合計 |
|-----|-------|-------|-------|------|---------|
| H26 | 3 | 3 | 17 | 2 | 25 |
| H27 | 1 | 3 | 10 | 0 | 14 |
| H28 | 1 | 4 | 21 | 0 | 26 |
| H29 | 2 | 3 | 20(1) | 3 | 28(1) |
| H30 | 3(3) | 8(1) | 22(5) | 2 | 35(9) |
| 計 | 10(3) | 21(1) | 90(6) | 7 | 128(10) |